身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害用)

総括表

氏名		年	月	日生	男	· 女
住所						
① 障害名 (部位を明記)						
② 原因となつた 変病・外傷名	交通・労災 自然災害・				銭災・)
③ 疾病・外傷発生年月日 ^年	F 月 日	・場所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真	真及び検査所見	.を含む。)			
障害固定 ⑤ 総合所見	マは障害確定	(推定)		年	月	日
			再認定 定の時期	要	• · · · 年	不要] 月]
⑥ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名		医師氏名				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(阿丁 障害の程度は、身体障害者福祉法別ま	長に掲げる障害	字に該当す	る (級相当) 。
□ 障害の程度は、身体障害者福祉法別差注 1 障害名には現在起こつている障害、例えばでを記入し、原因となつた疾病には、緑内障、多を記入すること。 2 障害区分や等級決定のため、山梨県社会せる場合がある。	可眼視力障害、「 先天性難聴、脳2	両耳ろう、 卒中、僧帽	右上下肢麻弁膜狭窄等	学原因と	なつた	疾患名

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見(13歳以上用)

1	ΗΙ	V感染確認日及びその確認方法
Τ.	111	

HIV感染を確認した日 年 月 日

(1)の検査及び(2)の抗体確認検査又はHIV病原検査を行うこと。

(1) HIV抗体スクリーニング検査法の結果

	検	查	法	/ _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _		日	検査結果	
判定結果					年	月	日	陽性、陰性

注1 「HIV抗体スクリーニング検査法」とは、酸素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等の検査をいう。

注2 削除

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検	査	名	検	査 日		検査結果	
抗体確認検査の結果					年	月	日	陽性、陰性
HIV病原検査の結果					年	月	日	陽性、陰性

注3 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注4 「HIV病原検査」とは、HIV抗体検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患	لح	そ	の診	断根	拠

注5 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」 (厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

	能なエイズ で の				不	能	•	可	能	
B C D 4	場性Tリン	パ球数(/	/μ l)							
検	査	日	検	査	値		平	北	匀	値
	年	月 日			/μ1					
	年	月 日			/μ1					μ 1
右欄 4 検査所	E欄には、4 間にはその刊 f見及び日常 €査所見	区均値を記	己載すること	<u> </u>	した連	続する	52回∅)検査	値を託	己載し、
(1) 19	<u>東川光</u> 検査F	3	 年	———— 月	日			年	 月	日
白血球	数		<u> </u>	/	/μ1				/	μ 1
	検査日	3	年	月	日			年	月	日
Hb量				g	/d 1				g/	/d 1

		•					
	検査日	年	月	日	年	月	日
血小机	反数		/	/μ1		/	/μ 1

検査日	年	月	日	年	月	日
HIV-RNA 量		copy,	/m 1		copy,	/m 1

注7 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数	個]	······ ①	

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
一日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い惓怠感及び易 疲労が月に7日以上ある。	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有・無
月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く。	有・無
一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある。	有・無
一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有・無
「等級表解説」ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある。	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有・無
日常生活活動制限の数 [個](2	2

- 注8 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。
- 注9 「生鮮食料品の摂取禁止等」とは、「生鮮食料品の摂取禁止」、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」及び「人混みの回避」をいう。

(3) 検査所見、日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不	能	•	可	能
C D 4陽性T リンパ球数の平均値 (/μ1)					/μ1
検査所見の該当数(①)					個
日常生活活動制限の該当数(②)					個